

長与町告示第34号

地域農業経営基盤強化促進計画策定について

令和7年3月31日

長与町長 吉 田 慎



農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画を作成したので、同条第8項の規定により下記のとおり公告する。

1 地域農業経営基盤強化促進計画を作成した地区

- | | | |
|-----------------|---------------|------------|
| (1) 木場地区 | (2) 大越地区 | (3) 横平地区 |
| (4) 平木場地区 | (5) 三根地区 | (6) 高田地区 |
| (7) 丸田・嬉里地区 | (8) 斉藤地区 | (9) 佐敷川内地区 |
| (10) 前田川内・岡中央地区 | (11) 馬込・一本松地区 | |
| (12) 塩床地区 | | |

2 縦覧場所

長与町役場2階 産業振興課に關係資料を備え置いて縦覧に供する。
また、長与町ホームページに掲載する。